

いじめ・不登校対策相談事業 「生徒指導支援員」設置要綱

第1 趣旨

生徒によるいじめ・暴力行為などの問題行動や不登校などの諸課題（以下「問題行動等」という。）が憂慮すべき状況にあり、問題行動等の対象となる生徒に対して的確な対応を行い、安定した学習環境を整えることが重要である。

また、問題行動等の背景には、生徒の置かれている環境等が複雑化しているなど、多様な問題があり、学力向上のための安定した授業を行うには、学校だけでは対応しきれない現状がある。

そこで、学校を適宜適切に支援するため、生徒の問題行動等に対応するための豊富な知識・経験を有する人材を生徒指導支援員として設置し、課題解決に向けた助言等の支援を行い、もって学校教育活動の充実を図る。

第2 定義

この要綱において、支援員は、改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職（会計年度任用職員）にある者とする。

第3 設置者

設置者は、埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）とする。

第4 任用

1 任免手続

支援員の任免の手続きは、県教育委員会教育長が行うものとする。

2 任期

任期は、1会計年度を超えない範囲とする。

第5 配置

支援員は、県教育局市町村支援部生徒指導課（以下「生徒指導課」という。）又は県立学校に配置する。

第6 業務

支援員は、県立中・高・特別支援学校を対象として、生徒指導課長の指揮監督のもと、次の業務を行う。

- 1 県立学校からの生徒指導事案に関する報告・問合せ・相談等の対応
- 2 課題を抱える学校を対象とする要請訪問
- 3 学校警察連絡協議会、各種教員研修会等における講師対応
- 4 関係機関等との連携に関する助言・支援等
- 5 生徒指導課職員の業務支援
- 6 その他、生徒指導課長が必要と認める事項

第7 報酬及び費用弁償

- 1 支援員の報酬及び費用弁償は、県教育委員会が負担するものとする。
- 2 支援員の報酬は月額とする。
- 3 報酬については、会計年度任用職員の報酬等に関する条例（平成31年埼玉県条例第6号。以下、「条例」という。）及び会計年度任用職員の報酬等に関する規則（平成31年度埼玉県規則第32号。以下、「規則」という。）を適用する。
費用弁償については、非常勤職員の通勤に係る費用弁償の取り扱いについて（昭和56年1月9日教総第488号教育長通知）の例による。

第8 期末手当

報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額とする。

第9 勤勉手当

報酬月額に期別支給割合及び勤務期間別割合を乗じて得た額とする。

第10 勤務日等

勤務日及び勤務時間の割振りは、それぞれの服務監督者が定めるものとする。

第11 休暇

支援員の休暇は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則13-28）によるものとする。

第12 服務等

- 1 支援員の服務、分限及び懲戒については、一般職員の例による。ただし、服務の性質上これにより難いものについては、この限りではない。
- 2 服務の監督は、生徒指導課長が行う。

第13 社会保険の適用

支援員の社会保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び地方公務員共済組合法（昭和37年法律第152号）に定めるところによる。

第14 災害補償

支援員が公務等のため負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合においては、労働者災害補償法の適用を受ける者を除き、公務災害補償条例及び地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところにより補償するものとする。

第15 退職

- 1 支援員は、任期の満了により退職するものとする。
- 2 支援員は、任期満了前に、願を提出し退職することができる。

第16 その他

- 1 この事業の事務は、生徒指導課が掌理する。
- 2 この要綱に定めるもののほか、支援員の設置に関して必要な事項は別に定める。
- 3 この要綱及び2に定めがない事項は、会計年度任用職員取扱要綱（令和2年3月31日教総第1511号）およびその運用に定めるものを準用することとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。